

[事案 2019-229] 据置保険金等支払請求

・令和 2 年 5 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

据置保険金が未払いであることを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 6 月から昭和 63 年 5 月に契約した養老保険 3 件について、平成 8 年 6 月から平成 10 年 5 月の満期後、据え置いているので、据置保険金および据置利息を支払ってほしい。

- (1) 自分名義の銀行口座元帳に、据置保険金の入金記録はない。
- (2) 保険会社が据置保険金の支払いを主張する平成 11 年 2 月当時、自分は配偶者と別居していたが、配偶者は保険会社の募集人であったので、無断で支払手続きをした可能性がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 11 年 2 月に、申立人名義の銀行口座へ据置保険金を支払ったことを内容とする支払明細書が作成されている。支払明細書は送金手続時点で自動的に自動作成されるものである。
- (2) 当時の事務では、送金できなかった場合には、契約者に、再送金先の銀行口座を確認したうえで、改めて送金していた。
- (3) 当社は、申立人名義の銀行口座が実質的には配偶者の銀行口座であった事実を確知できないので、申立人への弁済が認められない場合でも、本弁済は債権の準占有者に対する弁済（民法第 478 条）として効力を有する。
- (4) 仮に据置保険金が支払われていないとしても、据置期間満了から 3 年間が経過しているので消滅時効が完成している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の支払明細書に記載された申立人名義の銀行口座に据置保険金の入金記録がない以上、支払明細書をもって据置保険金が支払われたとは認められず、また、据置保険金の支払事実を認めることができない以上、債権の準占有者に対する弁済として効力を有するとは認められないが、支払いがあったかどうかにかかわらず、据置保険金の支払いを請求する権利は、既に時効により消滅していると言わざるを得ず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。